

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-91	第1表の記載を技術的能力1.1まとめ資料に合わせ適正化 【技術的能力1.1】 (修正例) ほう酸水を注水する対象を「発電用原子炉」から「原子炉容器」へ修正(下線部参照) (旧) 充てんポンプによりほう酸タンク水を発電用原子炉へ注入… (新) 充てんポンプによりほう酸タンク水を原子炉容器へ注入…	技術的能力1.1まとめ資料更新に伴う反映
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-98	第1表 脱字訂正(下線部参照) 【技術的能力1.3】 (旧) 専用工具(蒸気加減弁操作用) (新) 専用工具(蒸気加減弁開操作用)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-118	第1表 記載の適正化(下線部削除) 【技術的能力1.6】 技術的能力1.6 本文の記載と整合を図った。 (旧) ……格納容器スプレイ冷却器及び安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁等が健全であれば, …… (新) ……格納容器スプレイ冷却器及び安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁が健全であれば, ……	技術的能力1.6まとめ資料と整合
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-119	第1表 記載の適正化(下線部削除) 【技術的能力1.6】 炉心損傷前/サボート系故障時/代替格納容器スプレイ (旧) ……原子炉格納容器圧力が低下しない場合場合は, …… (新) ……原子炉格納容器圧力が低下しない場合場合は, …… 炉心損傷後/フロントライン系故障時/格納容器内自然対流冷却 (旧) ……原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は, …… (新) ……原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は, …… (旧) ……により, C, D-格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差, …… (新) ……により, C, D-格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差, ……	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-130	第1表 記載の適正化 (下線部削除) 【技能的能力1. 9】 (旧) 全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの給電後、 (新) 全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備からの給電後、	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-142	第1表 記載の適正化 【技術的能力1. 14】 不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の記載に関する修正について 不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の操作開始時期については、全交流動力電源喪失から8時間以降に実施し30分以内で操作が完了するため、「8.5時間以内」と記載としていたが、大飯と同様に8時間以降に実施するため、大飯と同様の記載内容とした。 (旧) 8.5時間以内 (新) 8時間以降	技能的能力1.14まとめ資料と整合
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-143	第1表 記載の適正化 (下線部参照) 【技術的能力1. 14】 (旧) 少なくとも一系統 (新) 少なくとも <u>1</u> 系統	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-144	第1表 誤記訂正 (下線部参照) 【技能的能力1. 14】 (旧) …ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (約540kL) 又は燃料タンク (SA) (約50kL) を管理する。 (新) …ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (約540kL) <u>及び</u> 燃料タンク (SA) (約50kL) を管理する。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-145	第1表 記載の適正化 (下線部参照) 【技能的能力1. 15】 (旧) …炉心損傷防止対策 <u>及び</u> 格納容器破損防止対策等… (新) …炉心損傷防止対策、 <u>格納容器破損防止対策</u> 等…	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1.0-148	第1表 記載の適正化 (下線部参照) 【技能的能力1. 15】 (旧) 全交流動力電源喪失 <u>及び</u> 直流電源喪失等が発生した場合は… (新) 全交流動力電源喪失、 <u>直流電源喪失</u> 等が発生した場合は…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0-159 1.0-161	第2表において、対応手段の操作手順が同様な場合には、要員、要員数、想定時間の欄に「1. 2と同様」等と女川の審査実績を反映した記載としている。一方で、大飯の記載に合わせ、対応手段名称をかつこ書きで補足している記載もあり混在していることから、かつこ書きを削除、女川と同様の記載に統一する。 【1.4/主蒸気逃がし弁の現場手動操作による蒸気放出】 (旧) 1.3と同様 (現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様) (新) 1.3と同様 【1.11/可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) への放水】 (旧) 1.12と同様 (可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制と同様) (新) 1.12と同様	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0-160	第2表 記載の適正化 (下線部参照) 【技能的能力1.8】 (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	技能的能力1.8まとめ資料と整合
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0-162	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (4/8) 「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制」及び「海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」について、脱字を修正 (下線部参照) (旧) 1.12と同様 (新) 1.11及び1.12と同様	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0-162	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (4/8) 「格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転」について、中央制御室における操作であるため、記載を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0-162	第2表 重大事故等対策における操作の成立性(4/8) 「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」及び「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」について、技術的能力1.13との条文間整合を図るため、要員欄及び要員数欄の記載を適正化(下線部参照) 【要員欄】 (旧) 運転員(中央制御室、現場) (新) 運転員(現場) 【要員数欄】 (旧) 2 (新) 1	技能的能力1.13まとめ資料と整合
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0-163	第2表 記載の適正化 【技術的能力1.14】 不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の記載に関する修正について 不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の操作開始時期については、全交流動力電源喪失から8時間以降に実施し30分以内で操作が完了するため、「8.5時間以内」と記載としていたが、大飯と同様に8時間以降に実施するため、記載を適正化した。 (旧) 8.5時間以内 (新) 8時間以降	技能的能力1.14まとめ資料と整合
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0-163	第2表 記載の適正化 技術的能力1.14まとめ資料に合わせ、常設代替交流電源設備による給電(代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電、コントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電)の要員及び要員数を変更した。 要員 (旧) 運転班員 (新) 運転員 運転員(中央制御室、現場) 要員数 (旧) 2 (新) 4	技能的能力1.14まとめ資料と整合
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0.1-別紙1-6	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ③ 代替格納容器スプレイポンプを起動(図3③)し、運転状態及び補助給水ピット水位等により、～ (新) ③ 代替格納容器スプレイポンプを起動(図3③)し、運転状態及び補助給水ピット水位により、～	技術的能力1.13まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.1-別紙 1-3 1.0.1-別紙 1-5 1.0.1-別紙 1-7 1.0.1-別紙 1-9 1.0.1-別紙 1-11 1.0.1-別紙 1-13	資料間の整合のため、別紙1の各図面の凡例の記載方法を縦書きから横書きに変更した。	技術的能力まとめ資料1.4, 1.7, 1.13, 1.14概要図変更に伴う反映
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.1-別紙 1-10 1.0.1-別紙 1-12 1.0.1-別紙 1-13	接続口設計変更の反映 (技術的能力1.7最新化の反映) 格納容器内自然対流冷却で用いる可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続口について、女川2号炉及び島根2号炉の審査実績を踏まえ、屋外2箇所に加えて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮した接続口を建屋内に1箇所設置する設計方針としたことに伴い、関連する記載箇所を修正した。修正箇所は以下のとおり。 ・ 5. (1) 操作概要 ・ 図 5 (1/2) ・ 図 5 (2/2)	技術的能力1.7まとめ資料での変更に伴う反映
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.3-6	図1「予備品等の保管場所及びアクセスルート」について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート (要員) を追加	技術的能力1.0.2まとめ資料変更に伴う反映
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.4-11	脱字訂正 (下線部参照) 表2「放射線管理用資機材等」 (旧) 2000錠 1000錠 (新) 2,000錠 1,000錠	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.9-3	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (1) 原子力防災訓練 1パラ目 (旧) 原子力防災訓練の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定められている泊原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従い実施している。 (新) 原子力防災訓練の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定められている泊発電所原子力事業者防災業務計画に従い実施している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 9-16	表6 シビアアクシデント対応訓練の訓練内容について記載の適正化を実施 (下線部参照) (旧) 事故事象が進展し、～事象の進展予測及び事象収束のための対策案の立案等を実施する。 (新) 事故事象が進展し、～事象の進展予測、事象収束のための対策案の立案等を実施する。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 9-17	表7 保修課員の教育訓練 活動の内容(例)について記載の適正化を実施 (下線部参照) (旧) 新入社員集合教育実施後、原子力教育センター及び社外の研修機関等において、基本的な設備(弁、電動機、ポンプ、機器、遮断器、検出器、伝送器、制御器等)～ (新) 新入社員集合教育実施後、原子力教育センター、社外の研修機関等において、基本的な設備(弁、電動機、ポンプ、機器、遮断器、検出器、伝送器、制御器等)～	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-2	以下の記載を適正化した。 (旧) 重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、～～～安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。 (新) 重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、～～～安全が確保できる発電用原子炉の運転状態に移行する。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-別紙3-2	図2「緊急時対策所までのアクセスルート」について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート(要員)を追加	技術的能力1.0.2まとめ資料変更に伴う反映
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-別紙4-1	別紙4『○通信連絡設備』について、他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、記載を適正化した。	D B 34条別添1『5. 2-1表 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備』と整合。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-別紙7-10	図8「発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート」について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート(要員)を追加	技術的能力1.0.2まとめ資料変更に伴う反映
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.12-4	以下の記載を適正化した。 (旧) ～無停電運転保安灯の設置,可搬型照明(ヘッドライト)及び可搬型照明(懐中電灯)等の照明を確保～ (新) ～無停電運転保安灯の設置,可搬型照明(ヘッドライト)、 <u>可搬型照明(懐中電灯)</u> 等の照明を確保～	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.12-9	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) d. 発電所対策本部長の管理班数を縮小し,本部長の指揮命令能力向上を図るために,泊発電所の原子力防災組織を図5のとおり変更した。 (新) d. 発電所対策本部長の管理班数を整理し,本部長の指揮命令能力向上を図るために,泊発電所の原子力防災組織を図5のとおり変更した。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.12-9	記載を適正化するため,下線部部分を追記した。 (旧) e. ～また,訓練事務局となり,訓練の計画及びシナリオ作成を主導している。 (新) e. ～また, <u>当該部署が訓練事務局</u> となり,訓練の計画及びシナリオ作成を主導している。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.12-10	以下の記載を適正化した。 (旧) f. 発電所対策本部内 <u>及び</u> 本店対策本部等との情報共有～～ (新) f. 発電所対策本部内, <u>本店対策本部等</u> との情報共有～～	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.12-10	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) g. シビアアクシデント発生時の諸現象、対応操作及びその考え方等の知識向上、 <u>また</u> 、シビアアクシデント発生時のプラント挙動を予測し、アクシデントマネジメントガイドライン等を使用した事故時の対応能力向上を目的とした訓練をメーカー等の社外専門家の協力を得た教育を実施している。 (新) g. シビアアクシデント発生時の諸現象、対応操作及びその考え方等に対する知識向上に <u>加え</u> 、シビアアクシデント発生時のプラント挙動を予測し、アクシデントマネジメントガイドライン等を使用した事故時の対応能力向上を目的とした訓練を、 <u>メーカー</u> 等の社外専門家の協力を得て実施している。	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.12-14	以下の記載を適正化した。 (旧) 可搬型照明 (SA) <u>及び</u> 可搬型照明 (ヘッドライト) 等 (新) 可搬型照明 (SA) <u>、</u> 可搬型照明 (ヘッドライト) 等	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.12-16	表3「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の前後の主な教育・訓練の比較」において、以下の脱字を修正した。 (旧) 訓練 (運転員含) (新) 訓練 (運転員含 <u>む</u> 。)	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.14-1	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『原子炉出力抑制 (自動)』『原子炉出力抑制 (手動)』にDB拡張設備として以下を追加した。 非常用取水設備	技術的能力1.1第1.1.1表変更に伴う反映
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.14-1	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『ほう酸水注入』にSA設備、DB拡張設備、自主対策設備として以下を追加した。 SA設備：原子炉容器 DB拡張：非常用取水設備 自主：原子炉容器、非常用取水設備	技術的能力1.1第1.1.1表変更に伴う反映
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.14-5, 8, 17	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水』にSA設備として以下を追加した。 代替所内電気設備	技術的能力1.4第1.4.1表変更に伴う反映 技術的能力1.8第1.8.1表変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.14-5	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順』の以下の設備について、SA設備からDB拡張設備に変更した。 高圧注入ポンプ、ほう酸注入タンク、非常用炉心冷却設備（高圧注入系）配管・弁 また、SA設備として以下を追加した。 代替所内電気設備 また、DB拡張設備として以下を追加した。 燃料取替用水ピット、非常用炉心冷却設備配管・弁、1次冷却設備、原子炉容器	技術的能力1.4第1.4.1表変更に伴う反映
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.14-6,9	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転』にSA設備として以下を追加した。 接続口	技術的能力1.4第1.4.1表変更に伴う反映
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.14-11,12	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却』『可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水』にSA設備として以下を追加した。 接続口	技術的能力1.5第1.5.1表変更に伴う反映
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.14-13,14,15	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ』にSA設備として以下を追加した。 代替所内電気設備	技術的能力1.6第1.6.1表変更に伴う反映 技術的能力1.7第1.7.1表変更に伴う反映
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.14-13,14,15	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却』にSA設備として以下を追加した。 接続口	技術的能力1.6第1.6.1表変更に伴う反映 技術的能力1.7第1.7.1表変更に伴う反映
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.14-16	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水』にSA設備として以下を追加した。 代替所内電気設備	技術的能力1.8第1.8.1表変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 14-17	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水』の以下の設備について、SA設備からDB拡張設備に変更した。 高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、燃料取替用水ピット、ほう酸注入タンク、非常用炉心冷却設備配管・弁、非常用炉心冷却設備（高圧注入系）配管・弁、非常用炉心冷却設備（低圧注入系）配管・弁、1次冷却設備、原子炉容器	技術的能力1.8第1.8.1表変更に伴う反映
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 14-22	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、『燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水』の以下の設備について、SA設備から削除した。 高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ また、自主対策設備として以下を記載した。 燃料取替用水ピット、B-格納容器スプレイポンプ	技術的能力1.13第1.13.1表変更に伴う反映
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 15-5	接続口設計変更の反映（技術的能力1.7最新化の反映） 格納容器内自然対流冷却で用いる可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続口について、女川2号炉及び島根2号炉の審査実績を踏まえ、屋外2箇所に加えて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮した接続口を建屋内に1箇所設置する設計方針としたことに伴い、関連する記載箇所を修正した。また、凡例の記載方法を縦書きから横書きに変更した。修正箇所は以下のとおり。 図1「格納容器内自然対流冷却 系統概要図」	技術的能力1.7まとめ資料 概要図変更に伴う反映
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 15-14	女川審査実績の反映（下線部参照） （旧） 重大事故等時における外部からの支援については、～必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について協議及び合意の上、～ （新） 重大事故等時における外部からの支援については、～必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、 <u>協議及び合意の上、～</u>	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 16-2, 8	以下の記載を適正化した。 （旧）～全交流動力電源喪失及び使用済燃料ピットでのサイフォン現象等～ （新）～全交流動力電源喪失、 <u>使用済燃料ピットでのサイフォン現象等</u> ～	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.16-12	図1「泊発電所におけるアクセスルート」について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート(要員)を追加	技術的能力1.0.2まとめ資料変更に伴う反映
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.16-18, 23, 28, 31	以下の記載を適正化した。 (旧) 以下の通り (新) 以下のとおり	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.17-2~6	以下の記載を適正化した。 (旧) 原子炉容器が高圧状態で破損し、熔融炉心、水蒸気及び水素等が急速に放出され、～ (新) 原子炉容器が高圧状態で破損し、熔融炉心、水蒸気、水素等が急速に放出され、～	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	全般	発電所対策本部の「事務局」は事務的な活動のみを行うものではなく、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関への通報連絡等を含む総括的な業務を担っているが、その内容が伝わりにくい名称であったことから、発電所対策本部内の総括的な活動を行うことが名称から伝わるよう、「事務局」から先行審査実績のある「総括班」に名称変更した。 なお、発電所対策本部の体制、機能班の職務については変更はない。 以降、No.55~87の修正理由も同様。	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0-79	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) 実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、～燃料補給活動等を行う事務局、社外対応情報の収集、～ (新) 実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、～燃料補給活動等を行う総括班、社外対応情報の収集、～	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0-85	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) 発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の事務局にて一元的に集約管理し、～ (新) 発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、～	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0-166	要員名称の記載修正 (旧) 事務局員 (新) 総括班員	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.4-9	表2「放射線管理用資機材等」の注釈において以下のとおり修正した。 (旧) ※3：6名(事務局員2名+放管班員4名)+余裕 (新) ※3：6名(総括班員2名+放管班員4名)+余裕	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.9-9	『表2 重大事故等対策に係る発電所災害対策要員(運転員を除く)の主な教育内容』について、事務局から総括班へ修正。	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.9-10	『表3 アクシデントマネジメント(AM)に関する教育』について、事務局から総括班へ修正。	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.9-13 1.0.9-15	『表5 発電所災害対策要員の各班における重大事故等対応のための主な教育訓練(1/3)』『表5 発電所災害対策要員の各班における重大事故等対応のための主な教育訓練(3/3)』について、事務局から総括班へ修正。	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.9-16	『表6 実効性等を総合的に確認する原子力防災訓練』について、事務局から総括班へ修正。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.9-21	『表10 重大事故等に対処する要員の力量管理について』について、事務局から総括班へ修正。	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-4	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) 支援組織のうち運営支援組織は、～～～発電所対策本部の運営及び情報の収集、関係地方公共団体の対応等の社内外対応を行う班として事務局、～～～により構成する。 (新) 支援組織のうち運営支援組織は、～～～発電所対策本部の運営及び情報の収集、関係地方公共団体の対応等の社内外対応を行う班として総括班、～～～により構成する。	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-5	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) <u>事務局</u> : 発電所対策本部の運営支援、社外関係機関への通報連絡、事故対応に必要な情報(本店対策本部の支援状況等)の収集、要員の呼集、参集状況の把握、火災発生時における消火活動 (新) <u>総括班</u> : 発電所対策本部の運営支援、社外関係機関への通報連絡、事故対応に必要な情報(本店対策本部の支援状況等)の収集、要員の呼集、参集状況の把握、火災発生時における消火活動	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-6	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) <u>事務局長</u> 又は災害対策本部要員(通報連絡責任者)は、発電所対策本部を設置するため、発電所災害対策要員を非常招集する(図7)。 (新) <u>総括班長</u> 又は災害対策本部要員(通報連絡責任者)は、発電所対策本部を設置するため、発電所災害対策要員を非常招集する(図7)。	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-10	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) ニ. 災害対策要員(事務局員)(2名) ・災害対策要員(事務局員)は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機、可搬型重大事故等対処設備に燃料補給を行う要員である。 (新) ニ. 災害対策要員(総括班員)(2名) ・災害対策要員(総括班員)は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機、可搬型重大事故等対処設備に燃料補給を行う要員である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-12	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) 防災体制が発令された場合の通報連絡は事務局が行うが、～～～連絡を迅速に行う体制とする(別紙5)。 a. ～～～ b. その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した事務局の要員確保により、更なる時間短縮を図る。 (新) 防災体制が発令された場合の通報連絡は総括班が行うが、～～～連絡を迅速に行う体制とする(別紙5)。 a. ～～～ b. その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した総括班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-13	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) ⑥ <u>事務局</u> は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し、～～～情報共有を図る。 (新) ⑥ <u>総括班</u> は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し、～～～情報共有を図る。	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-13	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) ④ <u>事務局</u> を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、～～～本店対策本部との情報共有を図る。 (新) ④ <u>総括班</u> を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、～～～本店対策本部との情報共有を図る。	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-14	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) 重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡は、事務局が一元的に実施しており、～～～直接的に他の班と中央制御室が情報共有を実施しない運用としている。 (新) 重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡は、総括班が一元的に実施しており、～～～直接的に他の班と中央制御室が情報共有を実施しない運用としている。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-22	『図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (参集要員招集後)』について、事務局から総括班へ修正実施	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-23	『図2 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (原子力緊急事態体制・複数号炉同時被災発生時)』について、事務局から総括班へ修正実施	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-25	『図4 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (ブルーム通過時)』について、事務局から総括班へ修正実施	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-27	『図7 発電所における体制発令と要員の非常招集』について、事務局から総括班へ修正実施	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-31	『図11 緊急時対策所指揮所内のレイアウト、情報共有のイメージ』の図内及び注釈について、事務局から総括班へ修正実施	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-32	『図12 重大事故等発生時の支援体制 (概要)』について、事務局から総括班へ修正実施	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-別紙1-2	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) 消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、事務局長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。 (新) 消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、総括班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-別紙1-4	『表1 各職位のミッション』について、事務局から総括班へ修正実施	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-別紙1-5	『図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図』について、事務局から総括班へ修正実施	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-別紙2-1	『表1 初期消火要員の構成』について、事務局から総括班へ修正実施	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-別紙2-2	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) 発電所対策本部長(代行者含む。)の指揮の下、事務局長は、平日昼間において、速やかに現場指揮者を指名し、消火活動を指示する。夜間及び休日においては、消火責任者が現場指揮者に消火活動を指示する。 (新) 発電所対策本部長(代行者含む。)の指揮の下、総括班長は、平日昼間において、速やかに現場指揮者を指名し、消火活動を指示する。夜間及び休日においては、消火責任者が現場指揮者に消火活動を指示する。	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-別紙5-1	以下の記載について 事務局から総括班へ修正。(下線部参照) (旧) ⑤ その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した事務局の要員確保により、更なる時間短縮を図る。 (新) ⑤ その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した総括班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-別紙7-1	『図1 原子力防災組織の要員(参集要員招集後)』について、事務局から総括班へ修正実施	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-補足3-3	『図2 原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路』について、事務局から総括班へ修正実施	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.12-9	『図5 泊発電所の原子力防災組織の変更』について、変更後の組織名称を事務局から総括班へ修正実施	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.12-16	表3「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の前後の主な教育・訓練の比較」において、事故後新規追加した教育・訓練（一部予定含む）の項目について 事務局から総括班へ修正した。	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	全般	本店対策本部については、添付資料1.0.10に示すとおり、流通部門の中に情報通信班、工務班及び配電班を組織している等、5部門、13の班で構成している。1.0.2(4)c.(j)項では、部門毎に職務内容の概要を記載していたが、実際には班毎に職務を定めていることや班の責任者として班長を配置していることから、より実態に即した記載となるように、また、女川2号炉の審査実績も踏まえ、班毎に職務内容を記載するよう適正化した。なお、東京支社部門については、原子力班が行う官庁対応を支援する組織（リエゾン）であることから、先行審査実績も踏まえ、1.0.2(4)c.(j)項の東京支社部門に係る記載を削除し、添付資料1.0.10の東京支社部門の記載は残すこととした。 以降、No.89～107の修正理由も同様。	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0-86	記載の適正化及び女川審査実績の反映。（下線部参照） (旧) 本店対策本部の各部門長は本店対策本部長が行う災害対策活動を補佐する。 (新) 本店対策本部の各班長は本店対策本部長が行う災害対策活動を補佐する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0-87	本店対策本部の構成や職務の概要について、記載の適正化及び先行審査実績の反映を行った。(下線部参照) (旧) 本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力部門、保安通信回線の確保、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等を行う流通部門、資機材及び食料の調達及び輸送、要員の手配・健康管理等を行う業務部門、地域対応及びプレス対応等を行う社外対応部門、原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣、官庁対応等を行う東京支社部門で構成する。 (新) 本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力班、保安通信回線の確保等を行う情報通信班、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等を行う工務班、配電設備の被害復旧状況の集約、配電設備の復旧及び供給対策等を行う配電班、要員の手配・健康管理、食料の調達、医師・病院の手配等を行う総括班、業務用建物の被災状況確認等を行う総務班、資機材の調達・輸送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営に係る資金の調達・出金等を行う経理班、お客さまとの電話対応等を行うお客さま対応班、発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班、報道関係に対する情報提供等を行う広報班で構成する。	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.4-20	『図3 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図』 添付資料1.0.10の記載に合わせ、班、係毎の職務を記載する等、充実化を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-17	本店対策本部原子力部門原子力班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った(下線部参照) (旧) 本店対策本部設営・運営、 <u>発電所対策本部との連絡調整</u> 、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、 <u>応急復旧対策支援</u> 、 <u>プレススポークスマン</u> 、原子力事業所災害対策支援拠点設営・運営、土木建築設備等の被害復旧状況の集約等 (新) 本店対策本部の設営・運営、 <u>社内外の情報収集及び関係箇所への連絡</u> 、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、 <u>電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策</u> 、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、 <u>原子力発電設備の復旧対策支援</u> 、 <u>放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援</u> 、 <u>傷病者搬送対応</u> 、 <u>プレススポークスマン</u> 、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営、土木建築設備等の被害復旧状況の集約、土木建築設備等の復旧対策等	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-17	本店対策本部流通部門情報通信班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った(下線部参照) (旧) <u>通信設備及び関連施設の防護・復旧対策等</u> (新) <u>保安通信回線の確保</u> 、 <u>情報通信設備等の被害復旧状況の集約等</u>	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.10-17	本店対策本部流通部門工務班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った(下線部参照) (旧) 電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等 (新) <u>電力系統運用設備の被害復旧状況の集約</u> 、 <u>電力系統の復旧及び供給対策</u> 、 <u>ヘリコプターの確保・運用等</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部流通部門配電班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照) (旧) 配電設備及び関係設備の被害復旧状況の集約、 <u>原子力事業所災害対策支援拠点等防災関連施設への電源供給等</u> (新) 配電設備の被害復旧状況の集約、配電設備の復旧及び供給対策等	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部業務部門総括班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照) (旧) 本店対策本部の庶務・その他全社動員等の調整、 <u>食料対策・宿舍対策・傷病者対応等</u> (新) 本店対策本部の庶務、 <u>要員の手配・安否確認・健康管理</u> 、その他全社動員等の調整、 <u>食料の調達、宿舍対策、医師・病院の手配等</u>	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部業務部門総務班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照) (旧) 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請等 (新) 本店建物の警備、 <u>業務用建物の被災状況確認</u> 、派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請等	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部業務部門資材班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照) (旧) <u>必要資材の調達及び輸送等</u> (新) <u>資機材の調達及び輸送等</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部業務部門経理班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照) (旧) 緊急動員時の出金等 (新) 原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営に係る資金の調達・出金、緊急動員時の出金等	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-17	本店対策本部社外対応部門お客さま対応班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照) (旧) お客様との電話対応等 (新) お客さまとの電話対応等	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-18	本店対策本部社外対応部門立地班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照) (旧) 地域社会における動向の調査等 (新) 発電所の立地地域対応の支援、地域社会における動向の調査等	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-18	本店対策本部社外対応部門広報班の職務について、技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った (下線部参照) (旧) 報道機関対応等 (新) 報道関係に対する情報提供等	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-18	本店対策本部東京支社部門総務班の職務について、添付資料1.0.10の資料内の記載の整合を図った。(下線部参照) (旧) 本店対策本部との連絡調整、報道機関対応等 (新) 本店対策本部との連絡調整、報道関係に対する情報提供等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-32	『図12 重大事故等発生時の支援体制（概要）』 添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため、本店（札幌）から泊発電所への支援内容について記載を適正化した。	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-33	『図13 本店対策本部の構成』 技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため、班、係毎の職務の記載とする等、充実化を図った。	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-36	『図16 本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成』 技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため、班、係毎の職務の記載とする等、充実化を図った。	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9. 0)	1. 0. 10-補足3-2	『図1 本店対策本部の構成』 技術的能力1.0本文1.0.2項の見直しによる修正、及び添付資料1.0.10の資料内の記載の整合のため、班、係毎の職務の記載とする等、充実化を図った。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.9.0）	全般	屋外図面について、原子炉補助建屋南西の幅に誤りがあったため、適正化しました。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.9.0）	全般	アクセスルートを記載している図面について、原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート（要員）を追加しました。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.9.0）	全般	屋外図面について、必要によりP.Nと縮尺を追加しました。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.9.0）	全般	5. 保管場所及び6. 屋外のアクセスルートの評価結果について、T.P.10m盤集水桝は保管場所として設定しないことに変更したため、評価結果欄から削除しました。 （審査会合における指摘事項への対応）	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.9.0）	目次、別紙(37)	別紙(37)について追而を解消し、適切な資料名称に修正しました。（下線部参照） （旧）(37) 地滑りによる影響評価について （新）(37) 地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	「論点とスケジュール」に記載されている（2023.11）の資料提出後にご説明する。
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.9.0）	1.0.2-10, 11, 32	下記のとおり記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等） （新）周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、 <u>構造物</u> ）	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.9.0）	1.0.2-10, 11	下記のとおり記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）液状化に伴う浮き上がり （新）液状化による地下構造物の浮き上がり	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.9.0）	1.0.2-16	第3-3表の項目の記載を適正化しました。下線部参照 （旧）設備名 <u>主要</u> （新） <u>主要設備名</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-19	可搬型直流変換器の備考欄について下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 2台 (新) 2個	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-32	下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 液状化に伴う浮き上がり (新) 液状化による地下構造物等の浮き上がり	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-44	緊急時対策所近傍に燃料タンク(SA)を設置したことに伴い、アクセスルート(車両・要員)が延長になったことから、除雪時間を変更しました。(下線部参照) (旧) また、ホイールローダにより最大135分で除雪が可能である。 (新) また、ホイールローダにより最大139分で除雪が可能である。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-46	地滑り影響評価結果を反映しました。(第4-1表のうち、地滑り影響評価に関する追而箇所を解除しました。)	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-47	除灰時間に係る評価を反映しました。(第4-1表のうち、降灰除去時間に関する追而箇所を解除しました。)	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-50, 51, 52, 77	下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 周辺タンクの損壊 (新) 周辺タンク等の損壊	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-53	第5-3表について、固体廃棄物貯蔵庫は上位クラスへの波及的影響評価を行うこととしたことから、評価結果を「基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない」に変更しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-53	第5-3表について、展望台撤去及び固体廃棄物運搬車庫撤去に伴い、対象設備から削除しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-53, 54	5-3表及び第5-1図について、T.P.10m盤集水桝が保管場所ではなくなったことから、対象設備から防潮堤を削除しました。(審査会合における指摘事項への対応)	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-54	第5-1図について、以下のとおり記載を適正化しました。 ・ 固体廃棄物運搬車庫を削除	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-60～62	追前としていた相対密度の調査位置、調査結果及び沈下率について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を反映しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-70, 71	基準地震動確定に伴い、以下の追前の理由を適正化しました。 (旧) 追前【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため) (新) 追前 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-78	原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋の耐震評価方針の明確化に伴い、以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、(中略)。 (新) 周辺構造物 ^{※1} の損壊に対する影響評価について、(中略)。 周辺構造物のうち原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋については、基準地震動により落橋しない設計 ^{※3} とすることで、アクセスルート(要員)として、要員の通行が可能であること及び人力作業により可搬型ホース又はケーブルの敷設が可能であることを確認する。 ※1：原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋を除く ※3：構造部材の発生応力度及び支承のせん断ひずみがそれぞれ許容値を超えないこと	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-79	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。 (新) また、 <u>周辺構造物の倒壊・落橋及び外装材の影響</u> に対する評価結果を別紙(10)に示す。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-80	「第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容」について、栈橋の被害想定、影響表結果の記載内容を見直しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-81	第6-2表(2/2)について、道路拡幅、保管エリアの範囲見直し及び誤記訂正により、周辺構造物の損壊後のアクセスルート幅員を修正しました。 ・3号炉補助ボイラー燃料タンク(アクセスルート拡幅) (旧)4.5m (新)11.5m ・放射性廃棄物処理建屋(保管エリアの見直し) (旧)3.8m (新)4.2m ・放射性廃棄物処理建屋ボンベ庫(保管エリアの見直し) (旧)4.4m (新)5.8m ・2号炉変圧器ヤード遮風壁(誤記訂正) (旧)7.4m (新)7.1m	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-80,81	第6-2表について以下を修正しました。 ・No.9アーケードは損壊してもアクセスルートに影響のないように設置するため対象設備から削除。 ・展望台撤去に伴い、対象設備から削除。 ・3号炉海水淡水化設備建屋は、波及的影響評価対象のため、(1/2)へ移動しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-82	第6-4図について、以下の構造物を損壊検討構造物から削除しました。 ・「No.9アーケード」 ・「3号炉海水淡水化設備建屋」	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-85,86	第6-3表及び第6-4表から「可搬型設備【T.P.10m盤集水榭】」の記載を削除しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-87	第6-7図について、薬品関係設備に以下の設備を追加しました。 ・総合管理事務所排水処理装置上屋 ・機械室上屋-1	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-88	第6-5表について、燃料タンク (SA) を追加しました。	「論点とスケジュール」に記載されている (2023.11) の資料提出後にご説明する。
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-88	第6-5表について、3号炉油計量タンクの影響評価を適正化しました。	「論点とスケジュール」に記載されている (2023.11) の資料提出後にご説明する。
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-87	第6-7,8図について、3号炉主/所内変圧器は一体型の設備ではあるものの、設備名称としては別々であることから、適正化しました。 (旧) 3号炉主/所内変圧器 (新) 3号炉主変圧器 3号炉所内変圧器	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-88	第6-5表について、以下の対処設備名称を適正化しました。 (旧) ・ディーゼル発電機設備燃料油貯油槽 (新) ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-88~91	第6-5表について、被害想定がある場合とない場合で記載に揺らぎがあったため、以下のとおり適正化しました。下線部参照 ・3号炉代替非常用発電機 (旧) ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。 (新) ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。 ・1号炉移動発電機車 ・2号炉移動発電機車 ・油倉庫 ・3号炉油庫 ・1号及び2号炉エンジン消火ポンプ燃料タンク ・3号炉ディーゼル駆動消火ポンプ燃料タンク ・1号炉発電機用水素ガスボンベ ・2号炉発電機用水素ガスボンベ ・3号炉発電機用水素ガスボンベ ・雑固体焼却設備用プロパンガスボンベ ・3号炉補助ボイラー用プロパンガスボンベ (旧) ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。 (新) ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-90	6-5表の以下の値について、起動変圧器リプレース後の値が反映されていなかったため、適正化しました。 ・1号炉主変圧器 ・1号炉所内変圧器 ・1号炉起動変圧器 (旧) 138.3 kL (新) 149 kL ・2号炉主変圧器 ・2号炉所内変圧器 ・2号炉起動変圧器 (旧) 129.3 kL (新) 140 kL	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-92	第6-9図について、設備名称の誤記を修正しました。下線部参照 (旧) 3号油倉庫 (新) 3号炉油庫	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-93~105	第6-6表について、3号炉海水淡水化設備建屋を波及的影響評価を実施する方針に変更するため、薬品関係の影響評価については、耐震Sクラス、波及的影響評価及び耐震評価を実施する建屋内にある対象設備は影響評価を不要と整理していることから対象設備から削除しました。 これに伴い、第6-6表の枚数を修正しています。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-91	第6-5表について、数値の桁区切りを追加し、適正化しました。	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-101,102	第6-6表について、運用停止予定であった総合管理事務所排水処理装置について、継続して使用する可能性があることからリストに追加しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-103~105	機械室上屋-1の新設に伴い、影響評価を実施しました。これに伴い、表の枚数を10枚→13枚に変更しています。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-108,110	追前としていた敷地浸水深の評価結果について、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を反映しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考																																																																																										
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-125～127	追而としていた沈下量算出結果及び防潮堤の構造について、第5条「耐津波設計方針」及び第5条「防潮堤の構造成立性」の審査状況を踏まえ、算出結果を反映しました。 また、アクセスルート線形変更に伴い、段差評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。																																																																																										
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-125, 143	第6-13表及び第6-15表について、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(旧) 通し番号</th> <th>名称</th> <th>構造物下端</th> <th>構造物高</th> <th>相対沈下量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.80</u></td><td><u>3.00</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>13</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.80</u></td><td><u>3.00</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>15</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.80</u></td><td><u>3.00</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>16</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.80</u></td><td><u>3.00</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>24</td><td>管理道路排水接続管</td><td><u>29.02</u></td><td><u>0.70</u></td><td>0.02</td></tr> <tr><td>37</td><td>連絡配管ダクトA</td><td><u>2.05</u></td><td><u>4.85</u></td><td>0.09</td></tr> <tr><td>38</td><td>連絡配管ダクトB</td><td><u>3.60</u></td><td><u>3.55</u></td><td><u>0.07</u></td></tr> <tr><td>44</td><td>管理道路排水</td><td><u>28.70</u></td><td><u>1.00</u></td><td><u>0.02</u></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(新) 通し番号</th> <th>名称</th> <th>構造物下端</th> <th>構造物高</th> <th>相対沈下量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.78</u></td><td><u>3.04</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>13</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.78</u></td><td><u>3.04</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>15</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.78</u></td><td><u>3.04</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>16</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.78</u></td><td><u>3.04</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>24</td><td>管理道路排水接続管</td><td><u>28.87</u></td><td><u>1.00</u></td><td>0.02</td></tr> <tr><td>37</td><td>連絡配管ダクトA</td><td><u>2.15</u></td><td><u>4.75</u></td><td>0.09</td></tr> <tr><td>38</td><td>連絡配管ダクトB</td><td><u>3.70</u></td><td><u>3.45</u></td><td><u>0.06</u></td></tr> <tr><td>44</td><td>管理道路排水</td><td><u>28.88</u></td><td><u>1.58</u></td><td><u>0.03</u></td></tr> </tbody> </table>	(旧) 通し番号	名称	構造物下端	構造物高	相対沈下量	12	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06	13	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06	15	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06	16	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06	24	管理道路排水接続管	<u>29.02</u>	<u>0.70</u>	0.02	37	連絡配管ダクトA	<u>2.05</u>	<u>4.85</u>	0.09	38	連絡配管ダクトB	<u>3.60</u>	<u>3.55</u>	<u>0.07</u>	44	管理道路排水	<u>28.70</u>	<u>1.00</u>	<u>0.02</u>	(新) 通し番号	名称	構造物下端	構造物高	相対沈下量	12	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06	13	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06	15	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06	16	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06	24	管理道路排水接続管	<u>28.87</u>	<u>1.00</u>	0.02	37	連絡配管ダクトA	<u>2.15</u>	<u>4.75</u>	0.09	38	連絡配管ダクトB	<u>3.70</u>	<u>3.45</u>	<u>0.06</u>	44	管理道路排水	<u>28.88</u>	<u>1.58</u>	<u>0.03</u>	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
(旧) 通し番号	名称	構造物下端	構造物高	相対沈下量																																																																																										
12	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06																																																																																										
13	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06																																																																																										
15	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06																																																																																										
16	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06																																																																																										
24	管理道路排水接続管	<u>29.02</u>	<u>0.70</u>	0.02																																																																																										
37	連絡配管ダクトA	<u>2.05</u>	<u>4.85</u>	0.09																																																																																										
38	連絡配管ダクトB	<u>3.60</u>	<u>3.55</u>	<u>0.07</u>																																																																																										
44	管理道路排水	<u>28.70</u>	<u>1.00</u>	<u>0.02</u>																																																																																										
(新) 通し番号	名称	構造物下端	構造物高	相対沈下量																																																																																										
12	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06																																																																																										
13	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06																																																																																										
15	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06																																																																																										
16	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06																																																																																										
24	管理道路排水接続管	<u>28.87</u>	<u>1.00</u>	0.02																																																																																										
37	連絡配管ダクトA	<u>2.15</u>	<u>4.75</u>	0.09																																																																																										
38	連絡配管ダクトB	<u>3.70</u>	<u>3.45</u>	<u>0.06</u>																																																																																										
44	管理道路排水	<u>28.88</u>	<u>1.58</u>	<u>0.03</u>																																																																																										
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-129, 132	追而としていた沈下率について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を反映しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。																																																																																										

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-130	第6-24図について、以下の記載を修正しました。 ・線形変更に伴う抽出結果の見直し	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-130	追而としていた第6-25図について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえ、評価結果を反映しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-133, 140	基準地震動確定に伴い、追而理由を適正化しました。 (旧)追而【地震津波側審査及び他条文の審査状況の反映】 (評価結果は、基準地震動及び第4条「地盤の液状化影響評価」の審査を踏まえ反映するため) (新)追而【他条文の審査状況の反映】 (第4条「地盤の液状化影響評価」の審査を踏まえ、基準地震動を用いた評価を実施する)	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-135	追而としていた最大傾斜量の評価結果について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえ、評価結果を反映しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-143	追而としていた防潮堤の構造について、第5条「防潮堤の構造成立性」の審査状況を反映しました。 また、アクセスルート線形変更に伴い、浮き上がり評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-144	第6-16表について、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 通し番号 名称 揚圧力 浮き上がり 浮き上がり 抵抗力 評価照査値 12 2号炉循環水管 364.8 200.0 1.82 13 2号炉循環水管 364.8 200.0 1.82 15 2号炉循環水管 364.8 200.0 1.82 16 2号炉循環水管 364.8 200.0 1.82 24 管理道路排水接続管 38.8 41.6 0.93 37 連絡配管ダクトA 354.7 555.9 0.64 38 連絡配管ダクトB 185.1 306.2 0.60 43 3n道路排水 7.6 6.0 1.27 44 管理道路排水 62.0 70.3 0.88 (新) 通し番号 名称 揚圧力 浮き上がり 浮き上がり 抵抗力 評価照査値 12 2号炉循環水管 370.8 201.4 1.84 13 2号炉循環水管 370.8 201.4 1.84 15 2号炉循環水管 370.8 201.4 1.84 16 2号炉循環水管 370.8 201.4 1.84 24 管理道路排水接続管 20.9 38.7 0.54 37 連絡配管ダクトA 365.7 574.2 0.64 38 連絡配管ダクトB 194.6 322.4 0.60 43 3n道路排水 7.8 6.2 1.26 44 管理道路排水 28.2 46.7 0.60	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-149, 150	第6-18表について、鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物(浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む)の断面図を追加しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-147, 149, 150	以下の記載を修正しました。 ・条件②の見直し(浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む) ・条件④の追加 ・アクセスルート線形変更に伴い、損壊評価箇所及び箇所番号の見直し ・評価結果の見直し	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-151	第6-44図について、以下の記載を修正しました。 ・アクセスルート線形の変更 ・線形変更に伴う評価箇所及び箇所番号の見直し また、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 段差発生想定箇所 事前対策箇所 (新) 損壊評価箇所 損壊想定箇所	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-153	下記のとおりに記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 本部要員 (新) 災害対策本部要員	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-155, 156	第6-19表について、技能1.14の想定時間変更に伴い、燃料補給の有効性評価上の作業時間を以下のとおり修正しました。これに伴い、制限時間、評価結果及び第6-20表を修正しました。 (旧) 2時間00分 (新) 1時間45分	作業時間については、技能1.14との整合
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-157	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) また、屋内のアクセスルート図を別紙(30)に示す。 (新) また、屋内アクセスルート図を別紙(30)に示す。	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置変更の反映
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-160～173	別紙30の第2表において、屋内アクセスルートにおける操作対象機器の番号を操作内容単位から設備単位に振り直し、女川及び島根と同様の整理としたことから「第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の「屋内現場操作」欄に記載している操作対象機器の番号を振り直しました。	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-160	技能1.3対応手順「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」のA-主蒸気逃がし弁開操作、B-主蒸気逃がし弁開操、C-主蒸気逃がし弁開操作について第7-1表の屋内現場操作欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートを記載しました。 屋内現場操作欄： A-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]】 B-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-2]】 C-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-3]】	技能1.3との整合
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-160	技能1.3対応手順「蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順」のA-蒸気発生器を隔離する場合、B-蒸気発生器を隔離する場合、C-蒸気発生器を隔離する場合について第7-1表の屋内現場操作欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートを記載しました。 屋内現場操作欄： A-蒸気発生器を隔離する場合 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-4]】 B-蒸気発生器を隔離する場合 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-5]】 C-蒸気発生器を隔離する場合 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-6]】	技能1.3との整合
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-162, 163, 165, 167, 168, 171, 172	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 屋外のアクセスルート (新) 屋外アクセスルート	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置変更の反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-163	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置を変更により技能1.5の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水」を見直したことから屋内現場操作欄を以下の通り記載を見直しました。 屋内現場操作欄： 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-1]→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-11]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-11]→[8-12]→[8-13]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-1]→[11-2]→[11-3]→[11-4]→[11-5]→[11-6]】 系統構成, 通水操作 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→[1-6]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]】 保管場所への移動 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A】	技能1.5との整合
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-163	原子炉補機冷却水系の設置位置を変更により技能1.5の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」を追加したことから屋内現場操作欄に以下の記載を追加しました。 屋内現場操作欄： 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-1]→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-11]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-11]→[8-12]→[8-13]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-1]→[11-2]→[11-3]→[11-4]→[11-5]→[11-6]】 系統構成, 通水操作 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→(8)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→[1-6]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]】 保管場所への移動, 可搬型ホース敷設, 接続 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外F→[8-59]】	技能1.5との整合
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-163, 165	原子炉補機冷却水系の接続口において, 大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため, この接続口を使用する場合のルートの評価方法として第7-1表に以下の記載を追加しました。 ※2: 本手段は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する手段であり, 起因事象が地震ではないことから資機材の転倒, 火災及び溢水の影響はなく, アクセスに支障はない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-164	原子炉補機冷却水系の設置位置を変更により技能1.7の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」を見直したことから屋内現場操作欄を以下の通り記載を見直しました。 屋内現場操作欄： 系統構成、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）取付け 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-11]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-11]→[8-12]→[8-13]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-1]→[11-2]→[11-3]→[11-4]→[11-5]→[11-6]→(11)階段D(10)→(10)階段A(6)→[6-10]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-2]→(7)階段N(8)→[8-52]→(8)階段E(6)→[6-11]→[6-13]】 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-2]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-12]】 保管場所への移動 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A】	技能1.7との整合
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-165	原子炉補機冷却水系の設置位置を変更により技能1.7の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）」を追加したことから屋内現場操作欄を以下の記載を追加しました。 屋内現場操作欄： 系統構成、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）取付け 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-11]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-11]→[8-12]→[8-13]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-1]→[11-2]→[11-3]→[11-4]→[11-5]→[11-6]→(11)階段D(10)→(10)階段A(6)→[6-10]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-2]→(7)階段N(8)→[8-52]→(8)階段E(6)→[6-11]→[6-13]】 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→(8)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-2]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-12]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外F→[8-59]】	技能1.7との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-166	技能1.9の対応手順「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視」について技能1.9における手順の場合分けに応じて対応手順を書き分けることとし、第7-1表の対応手順欄に以下を追加しました。 対応手順：可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の操作手順） 対応手順：可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の操作手順） 対応手順：可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置から格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置へ切り替える場合の手順）	技能1.9との整合
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-166	第7-1表の対応手順欄に「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の操作手順）」を追加したことから第7-1表の該当条文欄、屋内現場操作欄、資機材の転倒影響欄、火災影響欄、溢水影響欄に以下の記載を追加しました。 該当条文欄：1.9 屋内現場操作欄： 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-12]→[④-13]→[④-14]→(④)階段K(④)→[④-15]→(④)階段K(④)→[④-14]→[④-16]→[④-12]→[④-17]→[④-18]】 資機材の転倒影響欄：無 火災影響欄：無 溢水影響欄：有	技能1.9との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-166	第7-1表の対応手順欄に「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の操作手順）」を追加したことから第7-1表の該当条文欄、屋内現場操作欄、資機材の転倒影響欄、火災影響欄、溢水影響欄に以下の記載を追加しました。 該当条文欄：1.9 屋内現場操作欄： 系統構成，可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成，電源操作，起動，電源操作，可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-12]→[④-13]→[④-14]→(④階段K④)→[④-15]→(④階段K④)→[④-20]→(④階段K④)→[④-21]→(④階段K④)→[④-20]→(④階段L⑤)→[⑤-1]→(⑤階段L④)→[④-20]→(④階段K④)→[④-21]→(④階段K④)→(④階段L⑤)→[⑤-1]→(⑤階段L④)→[④-22]→[④-23]→[④-11]→[④-16]→[④-17]→[④-22]→[④-16]→[④-12]→[④-17]→(④階段K④)→[④-19]→(④階段K④)→[④-18]】 ガスサンプル冷却器用海水屋外排出ラインホース敷設，接続，海水通水，可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ停止 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-24]→(④階段B③)→屋外A→(③階段B④)→[④-11]→[④-25]→[④-17]→[④-23]】 資機材の転倒影響欄：無 火災影響欄：無 溢水影響欄：有	技能1.9との整合
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-166	第7-1表の対応手順欄に「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置から格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置へ切り替える場合の手順）」を追加したことから第7-1表の該当条文欄、屋内現場操作欄、資機材の転倒影響欄、火災影響欄、溢水影響欄に以下の記載を追加しました。 該当条文欄：1.9 屋内現場操作欄： 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-18]→[④-12]→[④-16]→[④-12]→(④階段K④)→[④-19]】 資機材の転倒影響欄：無 火災影響欄：無 溢水影響欄：有	技能1.9との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-167	技能1.11の対応手順「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」のうち可搬型エリアモニタ運搬、設置について、可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合、周辺補機棟内に設置する場合、原子炉補助建屋内に設置する場合について第7-1表の屋内現場操作欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートに記載しました。 屋内現場操作欄： 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ空冷装置準備、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→(③階段B④)→(④階段G③)→[③-20]→屋外E→(③階段G④)→(④階段B③)→[③-16]→[③-17]】 ・可搬型エリアモニタを周辺補機棟内に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→(③階段B④)→(④階段G③)→[③-20]→[③-21]→屋外E→(③階段G④)→(④階段B③)→[③-16]→[③-17]】 ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→[③-19]→[③-24]→屋外A→[③-16]→[③-17]】	技能1.11との整合
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-169	技能1.14の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電」について技能1.14における手順の場合分けに応じて対応手順を書き分けることとし、第7-1表の対応手順欄に以下を追加しました。 対応手順欄：代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電） 対応手順欄：代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の現場からの起動による受電）	技能1.14との整合
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-169	第7-1表の対応手順欄に「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電）」を追加したことから第7-1表の該当条文欄、屋内現場操作欄、資機材の転倒影響欄、火災影響欄、溢水影響欄に以下の記載を追加しました。 該当条文欄：1.14 屋内現場操作欄： メタクラB系受電準備、メタクラB系受電操作、コントロールセンタB系受電操作、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンタA系、B系受電操作、受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-37]→[⑧-38]→[⑧-36]→[⑧-38]→[⑧-40]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-23]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-27]→[⑧-37]】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→[⑥-33]→(⑥階段C⑧)→[⑧-35]→[⑧-56]→[⑧-36]→[⑧-40]→[⑧-27]→[⑧-26]】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-41]→[⑧-40]→[⑧-39]】 資機材の転倒影響欄：無 火災影響欄：無 溢水影響欄：無	技能1.14との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-169	第7-1表の対応手順欄に「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の現場からの起動による受電）」を追加したことから第7-1表の該当条文欄、屋内現場操作欄、資機材の転倒影響欄、火災影響欄、溢水影響欄に以下の記載を追加しました。 該当条文欄：1.14 屋内現場操作欄： メタクラB系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-37]→[⑧-38]】 メタクラB系受電操作，コントロールセンタB系受電操作，メタクラA系受電準備，メタクラA系受電操作，コントロールセンタA系，B系受電操作，受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-36]→[⑧-38]→[⑧-40]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-23]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-27]→[⑧-37]】 代替非常用発電機の起動 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A】 メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→[⑧-33]→(⑥階段C⑧)→[⑧-35]→[⑧-56]→[⑧-36]→[⑧-40]→[⑧-27]→[⑧-26]】 メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-41]→[⑧-40]→[⑧-39]】 資機材の転倒影響欄：無 火災影響欄：無 溢水影響欄：有	技能1.14との整合
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-170	技能1.14の対応手順「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」について、第7-1表の屋内現場操作欄を以下の通り記載を適正化し、技能1.14と整合を図りました。 (旧) 不要な直流負荷切離し操作(SB0発生1時間以内) (新) 不要直流負荷切離し操作 (SB0発生1時間以内)	技能1.14との整合
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-170	技能1.14の対応手順「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」について、第7-1表の屋内現場操作欄を以下の通り記載を適正化し、技能1.14と整合を図りました。 (旧) 不要な直流負荷切離し操作(SB0発生8.5時間以内) (新) 不要直流負荷切離し操作 (SB0発生8時間以降)	技能1.14との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-170	技能1.14の対応手順「所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）」のA系を使用する場合、B系を使用する場合について第7-1表の屋内現場操作欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートに記載しました。 屋内現場操作欄： ・A系を使用する場合 蓄電池室排気ファンの起動、充電器盤受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-27]→[⑧-26]→[⑧-28]→[⑧-41]→[⑧-42]→[⑧-43]→[⑧-29]→[⑧-34]→[⑧-48]→(⑧階段A⑥)→[⑥-39]→[⑥-40]→[⑥-37]→[⑥-36]→[⑥-31]→[⑥-38]】 ～略～ ・B系を使用する場合 蓄電池室排気ファンの起動、充電器盤受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-40]→[⑧-39]→[⑧-28]→[⑧-41]→[⑧-42]→[⑧-43]→[⑧-29]→[⑧-34]→[⑧-48]→(⑧階段A⑥)→[⑥-39]→[⑥-40]→[⑥-37]→[⑥-36]→[⑥-31]→[⑥-38]】 ～略～	技能1.14との整合
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-171	技能1.14の対応手順「可搬型代替直流電源設備による給電」のA直流母線に給電する場合、B直流母線に給電する場合について第7-1表の屋内現場操作欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートに記載しました。 屋内現場操作欄： ・A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-32]】 ～略～ ・B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-46]→[⑧-48]→[⑧-41]】 ～略～	技能1.14との整合
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-173	技能1.16の対応手順「中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）」のA系列を使用する場合、B系列を使用する場合について第7-1表の屋内現場操作欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートに記載しました。 屋内現場操作欄： ・A系列を使用する場合 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-28]→[④-29]→[④-31]→[④-30]→[④-32]→[④-33]→[④-34]】 ・B系列を使用する場合 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-28]→[④-35]→[④-37]→[④-36]→[④-38]→[④-39]→[④-40]】	技能1.16との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0.2-176, 178, 180, 186, 188, 193	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置が屋外に変更となったことに伴い、「原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）」の作業時に屋内の可搬型ホース敷設、接続が不要となったことから、有効性評価における屋内アクセスルート図について、「移動経路及び運転操作」欄の以下の記載及び図内のルートを削除しました。 移動経路及び運転操作欄： 【原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）】 ・可搬型ホース敷設、接続 (E/B 2.3m) 非管理区域	技能1.5, 1.7及び以下の有効性評価との整合 ・全交流動力電源喪失（RCPシールLOCAが発生する事故） ・原子炉補機冷却機能喪失 ・格納容器過圧破損 ・格納容器過温破損 ・全交流動力電源喪失（燃料取出前のミッドループ運転中）
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0.2-191, 194	有効性評価における屋内アクセスルート図について、「移動経路及び運転操作」欄の【格納容器内自然対流冷却】に以下の記載及び図内のルートを追加しました。 ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット 入口温度／出口温度）取付け (E/B 10.3m（中間床））非管理区域	有効性評価「崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）」、「原子炉冷却材の流出」との整合
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0.2-199, 207, 214, 220, 226, 232, 238, 245, 249	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置が屋外に変更となったことに伴い、「原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）」の作業時に屋内の可搬型ホース敷設、接続が不要となったことから、第7-3表及び第7-4表の作業内容欄の以下の記載を削除しました。 作業内容欄： 原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・可搬型ホース敷設、接続	技能1.5, 1.7及び以下の有効性評価との整合 ・全交流動力電源喪失（RCPシールLOCAが発生する事故） ・原子炉補機冷却機能喪失 ・格納容器過圧破損 ・格納容器過温破損 ・全交流動力電源喪失（燃料取出前のミッドループ運転中）
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 9.0)	1.0.2-199, 207, 214, 220, 226, 232, 238, 245	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置が一部屋外に変更となったことに伴い、「原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）」の作業内容が変更となったことから、第7-3表の当該作業のうち「ホース延長・回収車（送水車用）による可搬型ホース敷設、可搬型大型送水ポンプ車Bの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置」の作業について作業時間欄及び作業合計時間欄を変更しました。（下線部参照） 作業時間欄： (旧) 2時間51分 (新) 2時間18分 作業合計時間欄： (旧) 3時間20分 (3時間22分) (新) 2時間47分 (2時間49分)	技能1.5, 1.7との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-200, 204, 208, 246	第7-3表の燃料補給（・可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給）の作業について、技能1.14の作業内容の見直しに伴い、「有効性評価上の想定時間」、「作業時間」、「作業合計時間」、「制限時間」を修正し、他条文と整合を図りました。（下線部参照） 有効性評価上の想定時間欄： （旧） <u>2時間</u> （新） <u>1時間45分</u> 作業時間欄： （旧）1時間 <u>29分</u> （新）1時間 <u>14分</u> 作業合計時間： （旧）1時間 <u>36分</u> （新）1時間 <u>21分</u> 制限時間： （旧）約9時間 <u>20分</u> （新）約9時間 <u>05分</u>	技能1.14との整合
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-200, 215, 221, 227, 233, 239, 246	第7-3表の燃料補給（・代替非常用発電機への燃料補給）の作業について、技能1.14の作業内容の見直しに伴い、「有効性評価上の想定時間」、「作業時間」、「作業合計時間」、「制限時間」を修正し、他条文と整合を図りました。（下線部参照） 有効性評価上の想定時間欄： （旧） <u>2時間</u> （新） <u>1時間45分</u> 作業時間欄： （旧）1時間 <u>29分</u> （新）1時間 <u>14分</u> 作業合計時間： （旧）1時間 <u>36分</u> （新）1時間 <u>21分</u> 制限時間： （旧）約6時間 <u>20分</u> （新）約6時間 <u>05分</u>	技能1.14との整合
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-204	第7-3表の燃料補給（・代替非常用発電機への燃料補給）の作業について、技能1.14の作業内容の見直しに伴い、「有効性評価上の想定時間」、「作業時間」、「作業合計時間」、「制限時間」を修正し、他条文と整合を図りました。（下線部参照） 有効性評価上の想定時間欄： （旧） <u>2時間</u> （新） <u>1時間45分</u> 作業時間欄： （旧）1時間 <u>29分</u> （新）1時間 <u>14分</u> 作業合計時間： （旧）1時間 <u>36分</u> （新）1時間 <u>21分</u> 制限時間： （旧）約29時間 <u>55分</u> （新）約29時間 <u>40分</u>	技能1.14との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
85	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)</p>	1.0.2-215, 233, 239	<p>第7-3表の燃料補給（・可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給）の作業について、技能1.14の作業内容の見直しに伴い、「有効性評価上の想定時間」、「作業時間」、「作業合計時間」、「制限時間」を修正し、他条文と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>有効性評価上の想定時間欄： (旧) 2時間 (新) 1時間45分</p> <p>作業時間欄： (旧) 1時間29分 (新) 1時間14分</p> <p>作業合計時間： (旧) 1時間36分 (新) 1時間21分</p> <p>制限時間： (旧) 約14時間10分 (新) 約14時間35分</p>	技能1.14との整合
86	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)</p>	1.0.2-221, 227	<p>第7-3表の燃料補給（・可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給）の作業について、技能1.14の作業内容の見直しに伴い、「有効性評価上の想定時間」、「作業時間」、「作業合計時間」、「制限時間」を修正し、他条文と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>有効性評価上の想定時間欄： (旧) 2時間 (新) 1時間45分</p> <p>作業時間欄： (旧) 1時間29分 (新) 1時間14分</p> <p>作業合計時間： (旧) 1時間36分 (新) 1時間21分</p> <p>制限時間： (旧) 約16時間50分 (新) 約16時間35分</p>	技能1.14との整合
87	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)</p>	1.0.2-240, 241	<p>第7-3表の燃料補給（・可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給）の作業について、技能1.14の作業内容の見直しに伴い、「有効性評価上の想定時間」、「作業時間」、「作業合計時間」、「制限時間」を修正し、他条文と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>有効性評価上の想定時間欄： (旧) 2時間 (新) 1時間45分</p> <p>作業時間欄： (旧) 1時間29分 (新) 1時間14分</p> <p>作業合計時間： (旧) 1時間36分 (新) 1時間21分</p> <p>制限時間： (旧) 約8時間20分 (新) 約8時間05分</p>	技能1.14との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-240, 241	第7-3表のうち作業内容欄の使用済燃料ピットへの注水確保(海水)について、以下の記載を修正し、他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, 可搬型大型送水ポンプ車の設置・ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置 (新) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, 可搬型大型送水ポンプ車の設置, <u>ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置</u>	有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」との整合
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-246	第7-3表のうち作業内容欄の使用済燃料ピットへの注水確保(海水)について、以下の記載を修正し、他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・可搬型ホース敷設, ホース延長回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 (新) ・可搬型ホース敷設, ホース延長・ <u>回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設</u>	有効性評価「全交流動力電源喪失(燃料取出前のミッドループ運転中)」との整合
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-248	第7-4表のうち「電源確保作業・非常用母線受電準備及び受電(メタクラA系, パワーコントロールセンタA系及びコントロールセンタA1系, A2系及びB1系受電)」の制限時間欄について以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (同作業における全シーケンスのうち最短の制限時間である全交流動力電源喪失時の約70分を記載すべきところ誤って格納容器過圧破損時の約85分を記載していました。) (旧) 約85分 (新) 約 <u>70分</u>	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-249	第7-4表の作業内容欄に記載している以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 非常用母線受電準備及び受電(海水) (新) <u>使用済燃料ピットへの注水確保(海水)</u>	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-249	第7-4表の「原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)・A-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水系統構成(通水開始前)」における「有効性評価上の作業開始時間」欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (同作業の「全交流動力電源喪失(外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し, 原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故)」における作業開始時間10時間40分を記載すべきところ誤って記載していました。) (旧) 10時間 <u>50分</u> (新) 10時間 <u>40分</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-249	第7-4表の「原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)・A-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水系統構成(通水開始前)」における「有効性評価上の作業完了時間」欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (同作業の作業開始時間を誤っていたことから、作業開始時間に想定時間を加えて算出する作業完了時間を誤って記載していました。) (旧) 11時間40分 (新) 11時間30分	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙1-4	下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 地下構造物 (新) 地下構造物等	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙1-4	下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 1、2号炉連絡通路 (新) 1号及び2号炉連絡通路	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙1-4	原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋の耐震評価方針の明確化に伴い、以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧)・周辺構造物 ^{※1} については、損壊・倒壊により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して損壊・倒壊しない設計とする。(第4図参照) ※1:耐震評価対象の周辺構造物 (新)・周辺構造物 ^{※1} については、倒壊及び外装材の脱落により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して倒壊及び外装材が脱落しない設計とする。なお、周辺構造物のうち原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋については、落橋により要員の通行及び人力作業による可搬型ホース又はケーブルの敷設が不能となることから、基準地震動に対して落橋しない設計とする。耐震評価対象の周辺構造物 ^{※2} の配置を第4図に示す。 ※1:原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋を除く ※2:耐震評価対象の周辺構造物	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙1-5,6	段差対策箇所の追而内容を解消しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙2-8	第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(2/2)について、接続口(屋内)を削除しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙3-7	第3図 建屋接続場所(3/8)について、凡例の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 可搬ケーブル (新) ケーブル	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙3-9	第3図 建屋接続場所(8/8)について、接続口の設置位置変更に伴い、常設配管及びホース敷設ルート(屋内)のルートを適正化しました。	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙4-6, 7, 8, 9, 10, 11	地滑り影響評価結果及び除灰時間に係る評価を反映しました。(地滑り影響評価及び除灰除去時間に関する追而箇所を解除しました。)	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙5-4	緊急時対策所横に燃料タンク(SA)を追加アクセスルート(車両・要員)が延長になったことに伴い、除雪距離が変更となったことから、第1表に反映した。これに伴い、下記のとおり災害対策要員①による除雪時間が変更となった。(下線部参照) (旧) 135分 (新) 139分	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙5-4	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置変更に伴う屋外のアクセスルート変更によって、除雪距離が変更となったことから、第2表に反映した。これに伴い、下記のとおり災害対策要員②による除雪時間が変更となった。(下線部参照) (旧) 123分 (新) 124分	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙5-5, 6, 7	第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(火山)」の降下火砕物の層厚及び密度を反映し、除灰時間を評価した結果を資料に反映しました。その後、原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置変更に伴う屋外のアクセスルート変更によって、除灰距離が変更となったことから、第4表に反映した。これに伴い、下記のとおり災害対策要員②による除灰時間が変更となります。(下線部参照) (旧) 353分 (新) 355分	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙6-2, 3	雨水流入量と排水可能流量に係る評価を反映し、追而を解除しました。(第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」の反映)	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-2	以下について記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)又は基準地震動で倒壊しないことを確認するもの (新)又は基準地震動で倒壊・落橋しないことを確認するもの	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-8~10	第2表について、以下を修正しました。 ・展望台撤去に伴い、削除 ・固体廃棄物運搬車庫撤去に伴い、削除 ・上記により、管理番号を修正	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-7	第2表について、3号炉放水ビットの位置付けがSクラス施設に整理されたことに伴い、管理番号60の構造物について上位クラスへの波及的影響の観点から設備対応を行うこととしたため、名称及び高さ(m)を修正しました。(下線部参照) (旧) Eダクト排気塔 <u>3.50</u> (新) Eダクト排気口 <u>1.00</u>	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-8	第2表について、管理番号94のNo.9アーケードの幅をアクセスルートに干渉しないよう減築するため、修正しました。 (旧) 28.20 (新) 23.20	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-10	第2表について、総合管理事務所の付随設備更新に伴い、以下の構造物を設置することとしたため、追加しました。 ・機械室上屋-1 ・機械室上屋-2 ・機械室上屋-3	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-10	アクセスルートトンネルの設計進捗に伴い、総延長を修正しました。(下線部参照) (旧) 総延長244.9m (新) 総延長 <u>242.5m</u>	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-12, 16, 17	第2表に以下の構造物を追加しました。また、第3-1,2図に構造物損壊の影響範囲を追加しました、 ・通信铁塔	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-11	第2表について、3号炉主/所内変圧器は一体型の設備ではあるものの、設備名称としては別々であることから、適正化しました。 (旧)・3号炉主/所内変圧器 (新)・3号炉主変圧器 ・3号炉所内変圧器	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-12, 13	第2表及び第3表について、5条の審査状況を踏まえ、3号炉放水ピットを追加しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-13	第3表について、以下の構造物は損壊した場合、アクセスルートに干渉しない構造物であったことから削除しました。 ・1, 2号炉循環水ポンプ建屋 ・1, 2号炉取水ピットスクリーン室防水壁	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙9-13	第4表の耐震評価に関する記載を修正しました。 (旧) 基準地震動による地震力によって、倒壊しない設計とする。 基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。 (新) 基準地震動による地震力に対して、倒壊・落橋しない設計とする。 基準地震動による地震力に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙12-1~5	追而としていた別紙12「アクセスルートトンネルの耐震評価方針について」を作成しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙14-7	第3.2-2図について、耐震重要施設及び重大事故等対処設備の着色範囲を最新化しました。	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙14-34, 35, 38, 39	基準地震動確定に伴い、以下の追而理由を適正化しました。下線部参照 (旧) 追而 (51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面对策後の地形及び敷地下斜面の評価結果について、基準地震動確定後に反映するため) (新) 追而 (51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面对策後の地形及び敷地下斜面の評価結果について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙15-10, 11	追而としていた段差及び傾斜の評価について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえ、評価結果を反映しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙16-2,3	敷設するH形鋼の仕様に関する評価について、評価値が最大となる評価車両及び検討結果を反映しました。(評価車両及び検討結果に関する追而箇所を解除しました。)	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙17-4	第3表において、以下の本体油量について誤記があったことから、適正化を行いました。 ・1号炉所内変圧器 (旧) 30.3 (新) 22.0 ・1号炉起動変圧器 (旧) 22.0 (新) 41.0 ・2号炉所内変圧器 (旧) 30.3 (新) 22.0 ・2号炉起動変圧器 (旧) 22.0 (新) 41.0	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙17-4,9	第3表について、3号炉主/所内変圧器は一体型の設備ではあるものの、設備名称としては別々であることから、適正化しました。 (旧) 3号炉主/所内変圧器 (新) 3号炉主変圧器 3号炉所内変圧器	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙17-10	第4図について、3号炉主/所内変圧器は一体型の設備ではあるものの、設備名称としては別々であることから、適正化しました。 (旧) ・3号炉主/所内変圧器 (新) ・3号炉主変圧器 ・3号炉所内変圧器	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙19-1	敷地浸水深0.10m及び排水可能時間約23分について資料中に反映しました。(敷地浸水深及び排水可能時間に関する追而箇所を解除しました。)	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙19-2	第1表に各可搬型設備(車両)の機関排気口高さ、機関給気口高さを反映しました(重機については最低地上高)。(敷地浸水深に関する追而箇所を解除した。) また、ホース延長・回収車(送水車用)を第1表に追加しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙22-9	6条(竜巻)のまとめ資料中において、段差復旧用の砕石の竜巻影響評価を実施している。当該資料中で、段差復旧用の砕石の配備場所や配備イメージについて記載を充実させたことから、アクセスルートまとめ資料においても同様に記載を充実させた。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙24-1	下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 災害対策要員③, ④ (新) 要員③, ④	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙29-2,3	沈下量に関する追而を解除しました。((1)a., b., 第2図及び第3図)	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-3~38	別紙30の第2表において、屋内アクセスルートにおける操作対象機器の番号を操作内容単位から設備単位に振り直し、女川及び島根と同様の整理としたことから別紙30の第1表及び第1図に記載している操作対象機器の番号を振り直しました。	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-3~22	別紙30の第1表において、これまで各条文の対応手順のうち手順の詳細を『1.0「〇〇の手順等」参照』として他条文を参照している手順も含めて記載していたが、女川及び島根と同様の整理としたことから他条文を参照している手順を削除しました。	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-3	技能1.3対応手順「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」のA-主蒸気逃がし弁開操作、B-主蒸気逃がし弁開操、C-主蒸気逃がし弁開操作について第1表の屋内アクセスルート欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートを記載しました。 屋内アクセスルート欄： A-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(⑥)階段H④→(④)階段R③→[③-1]】 B-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(⑥)階段H④→(④)階段R③→[③-2]】 C-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(⑥)階段H④→(④)階段R③→[③-3]】	技能1.3との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-4	技能1.3対応手順「蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順」のA-蒸気発生器を隔離する場合、B-蒸気発生器を隔離する場合、C-蒸気発生器を隔離する場合について第1表の屋内アクセスルート欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートを記載しました。 屋内アクセスルート欄： A-蒸気発生器を隔離する場合 【中央制御室→(⑥階段H④)→(④階段R③)→[③-4]】 B-蒸気発生器を隔離する場合 【中央制御室→(⑥階段H④)→(④階段R③)→[③-5]】 C-蒸気発生器を隔離する場合 【中央制御室→(⑥階段H④)→(④階段R③)→[③-6]】	技能1.3との整合
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-10, 11	技能1.9の対応手順「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視」について技能1.9における手順の場合分けに応じて対応手順を書き分けることとし、第1表の対応手順欄に以下を追加しました。 対応手順：可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の操作手順） 対応手順：可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の操作手順） 対応手順：可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置から格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置へ切り替える場合の手順）	技能1.9との整合
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-10	第1表の対応手順欄に「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の操作手順）」を追加したことから第1表の中央欄、屋内アクセスルート欄に以下の記載を追加しました。 中央欄：○ 屋内アクセスルート欄： 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-12]→[④-13]→[④-14]→(④階段K④)→[④-15]→(④階段K④)→[④-14]→[④-16]→[④-12]→[④-17]→[④-18]】	技能1.9との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-11	第1表の対応手順欄に「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の操作手順）」を追加したことから第1表の中央欄、屋内アクセスルート欄に以下の記載を追加しました。 中央欄：○ 屋内アクセスルート欄： 系統構成、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成、電源操作、起動、電源操作、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-12]→[④-13]→[④-14]→(④階段K④)→[④-15]→(④階段K④)→[④-20]→(④階段K④)→[④-21]→(④階段K④)→[④-20]→(④階段L⑤)→[⑤-1]→(⑤階段L④)→[④-20]→(④階段K④)→[④-21]→(④階段K④)→(④階段L⑤)→[⑤-1]→(⑤階段L④)→[④-22]→[④-23]→[④-11]→[④-16]→[④-17]→[④-22]→[④-16]→[④-12]→[④-17]→(④階段K④)→[④-19]→(④階段K④)→[④-18]】 ガスサンプル冷却器用海水屋外排出ラインホース敷設、接続、海水通水、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ停止 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-24]→(④階段B③)→屋外A→(③階段B④)→[④-11]→[④-25]→[④-17]→[④-23]】	技能1.9との整合
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-11	第1表の対応手順欄に「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置から格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置へ切り替える場合の手順）」を追加したことから第1表の中央欄、屋内アクセスルート欄に以下の記載を追加しました。 中央欄：○ 屋内アクセスルート欄： 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-18]→[④-12]→[④-16]→[④-12]→(④階段K④)→[④-19]】	技能1.9との整合
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-12	技能1.11対応手順「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」のうち可搬型エリアモニタ運搬、設置について、可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合、周辺補機棟内に設置する場合、原子炉補助建屋内に設置する場合について第1表の屋内アクセスルート欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートを記載しました。 屋内アクセスルート欄： 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ空冷装置準備、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→(③階段B④)→(④階段G③)→[③-20]→屋外E→(③階段G④)→(④階段B③)→[③-16]→[③-17]】 ・可搬型エリアモニタを周辺補機棟内に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→(③階段B④)→(④階段G③)→[③-20]→[③-21]→屋外E→(③階段G④)→(④階段B③)→[③-16]→[③-17]】 ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→[③-19]→[③-24]→屋外A→[③-16]→[③-17]】	技能1.11との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-14	技能1.14の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電」について技能1.14における手順の場合分けに応じて対応手順を書き分けることとし、第1表の対応手順欄に以下を追加しました。 対応手順欄：代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電） 対応手順欄：代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の現場からの起動による受電）	技能1.14との整合
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-14	第1表の対応手順欄に「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電）」を追加したことから第1表の中央欄、屋内アクセスルート欄に以下の記載を追加しました。 中央欄：○ 屋内アクセスルート欄： メタクラB系受電準備，メタクラB系受電操作，コントロールセンタB系受電操作，メタクラA系受電準備，メタクラA系受電操作，コントロールセンタA系，B系受電操作，受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-37]→[⑧-38]→[⑧-36]→[⑧-38]→[⑧-40]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-23]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-27]→[⑧-37]】 メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→[⑥-33]→(⑥階段C⑧)→[⑧-35]→[⑧-56]→[⑧-36]→[⑧-40]→[⑧-27]→[⑧-26]】 メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-41]→[⑧-40]→[⑧-39]】	技能1.14との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-14	第1表の対応手順欄に「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の現場からの起動による受電）」を追加したことから第1表の中央欄、屋内アクセスルート欄、屋外アクセスルート欄に以下の記載を追加しました。 中央欄：○ 屋内アクセスルート欄： メタクラB系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-37]→[⑧-38]】 メタクラB系受電操作，コントロールセンタB系受電操作，メタクラA系受電準備，メタクラA系受電操作，コントロールセンタA系，B系受電操作，受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-36]→[⑧-38]→[⑧-40]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-23]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-27]→[⑧-37]】 代替非常用発電機の起動 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A】 メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→[⑥-33]→(⑥階段C⑧)→[⑧-35]→[⑧-56]→[⑧-36]→[⑧-40]→[⑧-27]→[⑧-26]】 メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑧)→[⑧-41]→[⑧-40]→[⑧-39]】 屋外アクセスルート欄：屋外A→代替非常用発電機	技能1.14との整合
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-15	技能1.14の対応手順「所内常設蓄電池式直流電源設備による給電」について、第1表の屋内アクセスルート欄を以下の通り記載を適正化し、技能1.14と整合を図りました。 (旧) 不要直流負荷切離し操作 (SB0発生8.5時間以内) (新) 不要直流負荷切離し操作 (SB0発生8時間以降)	技能1.14との整合
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-16	技能1.14の対応手順「所内常設蓄電池式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）」のA系を使用する場合、B系を使用する場合について第1表の屋内アクセスルート欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートを記載しました。 屋内アクセスルート欄： ・A系を使用する場合 蓄電池室排気ファンの起動，充電器盤受電操作，直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-27]→[⑧-26]→[⑧-28]→[⑧-41]→[⑧-42]→[⑧-43]→[⑧-29]→[⑧-34]→[⑧-48]→(⑧階段A⑥)→[⑥-39]→[⑥-40]→[⑥-37]→[⑥-36]→[⑥-31]→[⑥-38]】 ～略～ ・B系を使用する場合 蓄電池室排気ファンの起動，充電器盤受電操作，直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-40]→[⑧-39]→[⑧-28]→[⑧-41]→[⑧-42]→[⑧-43]→[⑧-29]→[⑧-34]→[⑧-48]→(⑧階段A⑥)→[⑥-39]→[⑥-40]→[⑥-37]→[⑥-36]→[⑥-31]→[⑥-38]】 ～略～	技能1.14との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-17	技能1.14の対応手順「可搬型代替直流電源設備による給電」のA直流母線に給電する場合、B直流母線に給電する場合について第1表の屋内アクセスルート欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートを記載しました。 屋内アクセスルート欄： ・A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-32]】 ～略～ ・B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-46]→[8-48]→[8-41]】 ～略～	技能1.14との整合
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-20	技能1.16の対応手順「中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）」のA系列を使用する場合、B系列を使用する場合について第1表の屋内アクセスルート欄に以下のとおり、それぞれ屋内アクセスルートを記載しました。 屋内アクセスルート欄： ・A系列を使用する場合 【中央制御室→(6)階段A(4)→[4-28]→[4-29]→[4-31]→[4-30]→[4-32]→[4-33]→[4-34]】 ・B系列を使用する場合 【中央制御室→(6)階段A(4)→[4-28]→[4-35]→[4-37]→[4-36]→[4-38]→[4-39]→[4-40]】	技能1.16との整合
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-23～33	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置変更に伴う屋内アクセスルートの見直しにより、第1図の階段Qが欠番となっていたことから、階段Q以降の階段名の振り直しを実施し、適正化を図りました。	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-34, 35	59条において、ダンパを駆動するための制御用空気供給用のミニチュア弁を「ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁」として記載していることから、記載の横並びの観点から制御用空気供給用のミニチュア弁を「弁駆動用制御用空気ミニチュア弁」又は「ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁」とし、他条文と整合を図った。	59条との整合
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載について、他条文と整合を図りました。（下線部参照） （旧）・3V-VS-102B窒素供給弁（SA対策） （新）・3V-VS-102B窒素ガス供給弁（SA対策）	技能1.10, 1.16との整合
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載について、他条文と整合を図りました。（下線部参照） （旧）・代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注水用絞り弁 （新）・代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注水用絞り弁	技能1.6, 1.8との整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載について、他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・加圧器逃がし弁操作用可搬型バッテリー (新)・加圧器逃がし弁操作用バッテリー	46条との整合
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載を追加し、他条文と整合を図りました。 ・A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤 ・B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択切換器盤	技能1.14との整合
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙31-1～11	別紙30の第1図屋内アクセスルート図の変更を反映し、適正化を図りました。	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙33-7～17	別紙30の第1図屋内アクセスルート図の変更を反映し、適正化を図りました。	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙34-9～17	別紙30の第1図屋内アクセスルート図の変更を反映し、適正化を図りました。	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-別紙38-6	第2表の地震、風(台風)の影響概略評価結果について、可搬型設備の機能に影響を及ぼさないことが明確になるよう記載を適正化しました。 また、風(台風)については、地震との整合を図り、人力で排除可能であること追記しました。	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足2-1	第1図について、3号炉主/所内変圧器は一体型の設備ではあるものの、設備名称としては別々であることから、適正化しました。 (旧)・3号炉主/所内変圧器 (新)・3号炉主変圧器 ・3号炉所内変圧器	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足3-1	以下の誤記を修正しました。下線部参照 (旧) <u>1</u> .補足資料(3) (新) 補足資料(3)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足3-2	以下の記載を適正化しました。 (旧) 排水可能流量 [m ³ /s] (新) 排水可能流量 _(m ³ /s)_	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足3-2,3	第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」に関する追而箇所を解除しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足3-4~10	第9条「溢水による損傷の防止等」に関する追而箇所を解除しました。	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足7-1,6	以下の記載を適正化した。 (旧) ~全交流動力電源喪失及び使用済燃料ピットでのサイフォン現象等~ (新) ~全交流動力電源喪失_使用済燃料ピットでのサイフォン現象等~	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足8-2	構内排水設備の配置を反映し、第1図の追而を解除しました。(第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」の修正に伴う反映)	「論点とスケジュール」に記載されている(2023.11)の資料提出後にご説明する。
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足10-1	他条文資料の更新に伴い、第1図 「原子力防災組織の要員(参集要員招集後)」内の記載を適正化した。 (旧) 事務局 (新) 総括班	技術的能力1.0.10 別紙7と整合
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足10-9	他条文資料の更新に伴い、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においては、初動対応する要員が総合管理事務所又は~ (新) 夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においては、初動対応する 発電所災害対策 要員が総合管理事務所又は~	技術的能力1.0.10 別紙7と整合

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足10-18	他条文資料の更新に伴い、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) また、年末年始、 <u> </u> ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、～ (新) また、年末年始 <u> </u> ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、～	技術的能力1.0.10 別紙7と整合
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足11-10	第7図について、接続口の設置位置変更に伴い、常設配管及びホース敷設ルート(屋内)のルートを適正化しました。	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足12-2	第2図 保管場所の可搬型設備配置(2/3)について、設備名称を適正化しました。 (旧) 1号炉常設代替交流電源設備 (新) 1号炉移動発電機車	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足12-3	第2図 保管場所の可搬型設備配置(3/3)について、設備名称を適正化しました。 (旧) 2号炉常設代替交流電源設備 (新) 2号炉移動発電機車	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足13-3	第4図について、3号炉主/所内変圧器は一体型の設備ではあるものの、設備名称としては別々であることから、適正化しました。 (旧) 3号炉主/所内変圧器 (新) 3号炉主変圧器 3号炉所内変圧器	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足14-2,3	別紙30の第1図屋内アクセスルート図の階段名の変更を反映し、適正化を図りました。	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足18-2	第1図の凡例について以下の誤記を適正化しました。 (旧) アクセスルート(要員) (新) サブルート(要員)	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.9.0)	1.0.2-補足24-2	第2図について、原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側の原子炉補機冷却水系へのホース敷設ルートを適正化しました。	